

| [追加分類(摂取量)] | [従来の分類(変更後の摂取量)] |
|----------------|--------------------------|
| チンゲンサイ (1.37g) | 上記以外のあぶらな科野菜 (3.7g→2.3g) |
| にら (1.74g) | 上記以外のゆり科野菜 (2.5g→0.8g) |
| たけのこ (2.05g) | 上記以外の野菜 (13.3g→11.3g) |

- ② コーデックスにおける定義を参考に、「スパイス」及び「ハーブ」の定義並びにそれらの対象範囲を定め、「スパイス」及び「ハーブ」のうち、既に独立して分類されているものなどを除いたものについて、新たに食品分類として「その他の乾燥スパイス」、「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」を設ける。(別紙)

- (2) 畜水産食品の分類についても、国民栄養調査結果で1日摂取量が1g以下の動物種については整理し、以下のとおりとする。

| | |
|-----------------|--------------|
| 牛の筋肉 | 鶏の筋肉 |
| 豚の筋肉 | その他の家禽の筋肉 |
| その他の陸棲哺乳類の筋肉 | 鶏の脂肪 |
| 牛の脂肪 | その他の家禽の脂肪 |
| 豚の脂肪 | 鶏の肝臓 |
| その他の陸棲哺乳類の脂肪 | その他の家禽の肝臓 |
| 牛の肝臓 | 鶏の腎臓 |
| 豚の肝臓 | その他の家禽の腎臓 |
| その他の陸棲哺乳類の肝臓 | 鶏の食用部分* |
| 牛の腎臓 | その他の家禽の食用部分* |
| 豚の腎臓 | 家禽の卵 |
| その他の陸棲哺乳類の腎臓 | サケ目魚類 |
| 牛の食用部分* | ウナギ目魚類 |
| 豚の食用部分* | スズキ目魚類 |
| その他の陸棲哺乳類の食用部分* | その他の魚類 |
| 乳 | 甲殻類 |
| | 貝類 |
| | その他の魚介類 |
| | その他の動物 |
| | はちみつ |

*) 食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分

4 暫定基準の見直し等

- (1) 今回設定する暫定基準については、ポジティブリスト制度施行後、5年程度ごとに参考とした基準の変更に伴う見直しを行う。
- (2) マーケットバスケット調査による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいて残留基準の見直しを行うこととする。また、暫定基準を設定する農薬等の

うち、国際機関で ADI が設定できないと評価されているものや国内外の安全性に係る新たな情報がもたらされたものについては、資料を収集し、優先的に食品健康影響評価を依頼し、その結果を踏まえ、暫定基準の見直しを行う。

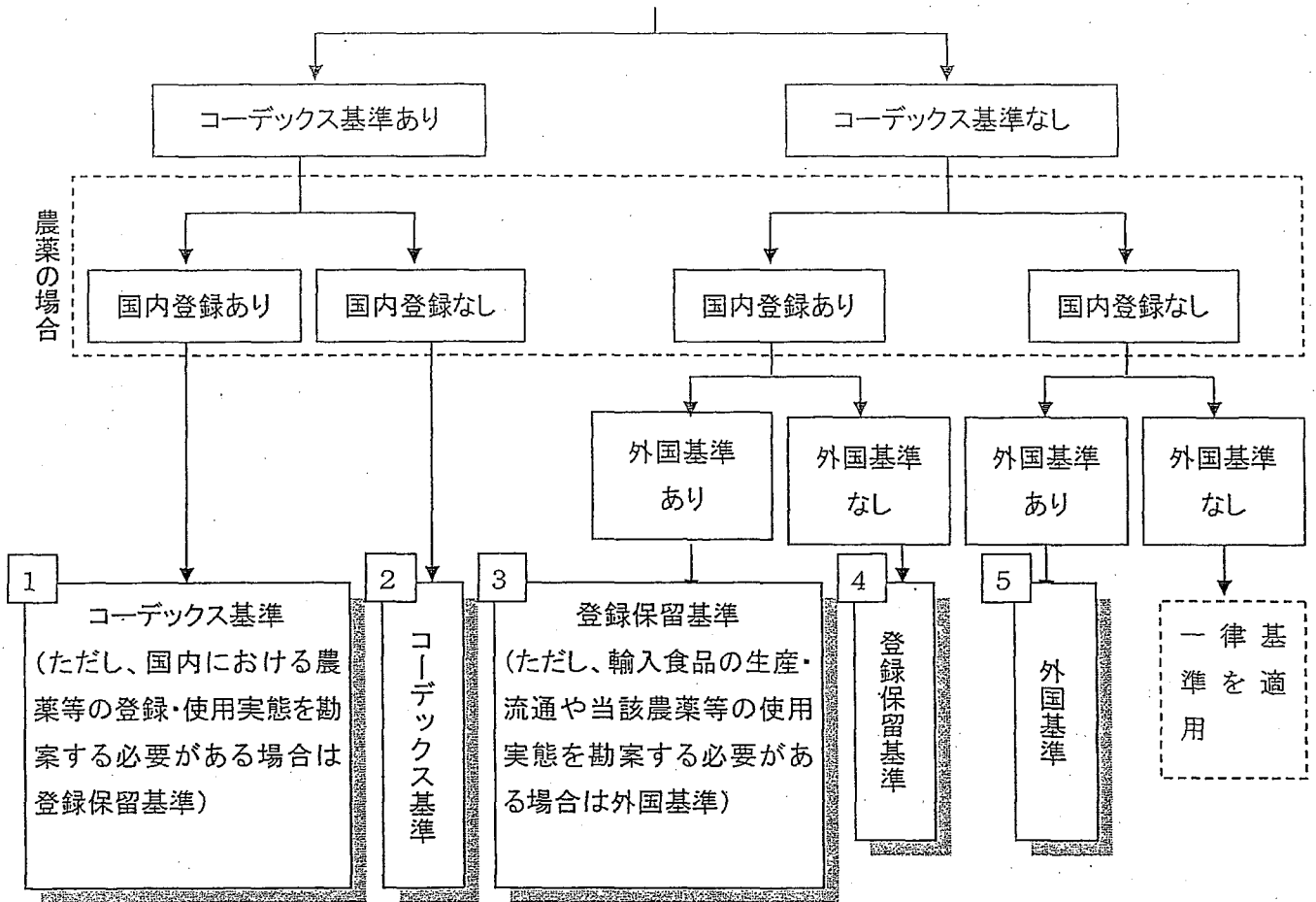
- (3) 「国外で使用される農薬等に係る残留農薬基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月25日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に示すガイドラインにより、毒性等に関する資料を提出し、農薬等の残留基準設定・改正を要請することができる。

5 その他

暫定基準に関する分析法については、平成17年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとする。また、ポジティブリスト制度施行後においても、感度が高く、かつ効率的な分析法になるよう引き続き検討するとともに、その検討結果を暫定基準の全体の見直しの中で反映させていくこととする。


図 暫定基準案の設定

農薬、動物用医薬品及び飼料添加物



※登録保留基準 : 農薬取締法に基づく登録申請の際に登録の可否を判断する基準

※外国基準 : JMPR 等科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定している諸外国(米、EU、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ)の基準

※  : 暫定基準として採用する基準

上記の判断樹に加え、暫定基準設定にあたって留意した事項（前述の2（3）の各事項）を類型6-1～6-6とした。

(類型)

- 1-1 コーデックス基準と登録保留基準があり、コーデックス基準を採用したの
- 1-2 コーデックス基準と登録保留基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 1-3 コーデックス基準と登録保留基準があり、作物残留試験に基づく基準を設定したもの
- 2 コーデックス基準を採用したもの
- 3-1 登録保留基準と外国基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 3-2 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用したもの
- 4 登録保留基準を採用したもの
- 5 外国基準を採用したもの

- 6-1 食品分類ごとの残留基準の整合性に配慮したもの
- 6-2 代謝物等、関連物質間の残留基準の整合性に配慮したもの
- 6-3 同一動物の当該組織又は臓器以外の基準設定組織又は臓器の残留基準を参考としたもの
- 6-4 一律基準案(0.01ppm)までの分析が困難と考えられたため、分析法の定量限界に相当すると考えられる値をもって基準を設定したもの
- 6-5 一律基準案(0.01ppm)未満の残留基準が一部の農作物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって暫定基準を設定したもの
- 6-6 その他（試験成績等に基づくもの、6-3の適用にあたり残留が想定される組織又は臓器に配慮したもの等）

(別紙)

ポジティブリスト制度・暫定基準設定における
香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱い（案）

食品の残留農薬等に係るポジティブリスト制においては、スパイス及びハーブという香辛料についても規制の対象となる。香辛料は、個別の食品中での使用割合は極めて微量であるが、食品の製造・加工に広く使用されている。

現行の残留農薬基準における食品分類では、一部の香辛料は独立して分類が設けられているが、多くの香辛料については、その他の野菜、その他の果実等の中に含まれる形となっており、その属する分類によって異なる基準が適用される形になっている。

ポジティブリスト制の導入に当たり、コーデックスにおける定義を参考に、「香辛料」の定義を次のとおりとし、新たに「スパイス」及び「ハーブ」の定義及びその範囲、暫定基準の設定及び適用について規定する。

香辛料： 食品や飲料に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、花、蕾、種子、果実、または果皮で、スパイス及びハーブに大別される。

1 スパイス

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「スパイス」の定義及び範囲を定め、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を設ける。なお、「その他の乾燥スパイス」は加工食品として取り扱う。

(1) 定義

食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、種子、果実、果皮、または蕾をいう。

(2) 範囲

アサノミ（種子）、アサフェチダ（根又は根茎）、アジョワン（種子）、アニス（種子）、ウイキョウ（種子）、ウコン（根又は根茎）、オールスパイス（果実）、オレンジの果皮、ガジュツ（根又は根茎）、カシヨウ（果実）、カシア（樹皮）、カフィアライム（果実）、ガランガル（根又は根茎）、カルダモン（果実又は種子）、カンゾウ（根又は根茎）、キャラウェイ（種子）、クチナシ（果実）、クミン（種子）、クローブ（蕾）、ケシノミ（種子）、ケーパー（蕾）、コシヨウ（果実）、ごま（種子）、コリアンダー（種子）、サフラン（花柱）、サンショウ（果実）、シソ（種子）、シナモン（樹皮）、ジュニパーベリー（果実）、しょうが、

スターアニス（果実）、セロリ（種子）、タマリンド（果実）、ディル（種子）、とうがらし、ナツメグ（種子の仁）、ニジェラ（種子）、ニンニク、バジル（種子）、パセリ（種子）、バニラ（果実）、パプリカ、パラダイスグレイン（種子）、フェネグリーク（種子）、ピンクペッパー（果実）、ホースラディッシュ（西洋わさび）、マスタード（種子）、みかんの果皮（果皮）、メース（種皮）、ゆずの果皮、レモンの果皮、ローズヒップ（果実）、ロングペッパー（果実）及びわさび（根茎）

注) ①「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」は、上記の範囲から、オレンジの果皮、ごま（種子）、しょうが、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ホースラディッシュ（西洋わさび）、ゆずの果皮、レモンの果皮、わさび（根茎）を除いたものとする。

②（ ）内はそれぞれの区分を示す。

(3) 暫定基準の設定及び適用

「その他の乾燥スパイス」について、新たに設定されたコーデックス基準に準じ「種子」、「果実」、「根又は根茎」の区分で基準を設定し、1(2)で()に記載した区分によりそれぞれ適用する。

「その他のスパイス」については、当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類（その他野菜、その他のオイルシード等）の暫定基準に基づき、暫定基準を設定する。この場合、「その他の乾燥スパイス」に基準がないものを適用する。

また、「その他の乾燥スパイス」において「種子」、「果実」、「根又は根茎」等で暫定基準が設定されたものは、「その他スパイス」からこれらを除くこととする。

(例) シペルメトリン

「その他の乾燥スパイス（果実に限る。）」

「その他の乾燥スパイス（根又は根茎に限る。）」

「その他のスパイス（果実、根及び根茎を除く。）」

「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」から除外したオレンジの果皮、ごま（種子）等のスパイスの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

| 名 称 | 暫定基準を適用する分類 |
|---------|------------------------|
| オレンジの果皮 | オレンジ(ネーブルオレンジを含む) (注1) |
| ごま（種子） | ごまの種子 |
| しょうが | しょうが |
| ニンニク | にんにく |

| | |
|-------------------|------------------|
| とうがらし | その他のなす科野菜 |
| パプリカ (注2) | その他のなす科野菜 |
| ホースラディッシュ (西洋わさび) | 西洋わさび |
| ゆずの果皮 | その他のかんきつ類果実 (注1) |
| レモンの果皮 | レモン (注1) |
| わさび (根茎) | その他のあぶらな科野菜 |

(注1)：果実全体としての基準値

(注2)：「パプリカ」と称して販売されるジャンボピーマン等を除く

2 ハーブ

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「ハーブ」の定義及びその範囲を定め、食品分類に新たに「その他のハーブ」を設ける。

(1) 定義

食品や飲料に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、花、茎及び根からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいう。

(2) 範囲

アニス (葉・茎)、アンゼリカ、ウイキョウ (葉・茎)、エシャロット、オレガノ、カフィアライム (葉)、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キヤットニップ、キャラウェイ (葉・茎)、クレソン、コリアンダー (葉・茎)、サボリー、サラダバーネット、サンショウ (葉)、シソ (葉・花穂)、ジャスミン、ステビア、スペアミント、セージ、セロリ (葉・茎)、センテッドゼラニウム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ、チャービル、ディル (葉・茎)、ドクダミ、ナスタチウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジル (葉・茎)、パセリ (葉・茎)、ハッカ、ヒソップ、ペパーミント、ベルガモット、ポリジ、マーシュ (コーンサラダ)、マスタード (葉・茎)、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ (ロケット)、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズ、ローズマリー、ローレル及びワサビ (葉・葉柄)

注)「その他のハーブ」は、上記の範囲から、クレソン、セロリ (葉・茎)、にら及びパセリ (葉・茎) を除いたものとする。

(3) 暫定基準の設定及び適用

当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類(その他のあぶらな科野菜、その他の野菜等)の暫定基準に基づき、暫定基準を設定し、それぞれ適用する。

「その他のハーブ」から除外したクレソン、セロリ(葉・茎)等のハーブの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

| 名 称 | 暫定基準を適用する分類 |
|----------|-------------|
| クレソン | クレソン |
| セロリ(葉・茎) | セロリ |
| にら | にら |
| パセリ(葉・茎) | パセリ |

類型6-4に該当する基準を含む農薬等一覧 (95農薬等)

| No. | 品目名 | 英名 | 農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) | 畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) |
|-----|---------------|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 3 | 1-ナフタレン酢酸 | 1-NAPHTHALENEACETIC ACID | 0.1 | — |
| 5 | 2,2-DPA | 2,2-DPA | 0.05 | — |
| 11 | 4-クロルフェノキシ酢酸 | 4-CPA | 0.02 | — |
| 12 | DBEDC | DBEDC | 0.5 | — |
| 18 | Sec-ブチルアミン | Sec-BUTYLAMINE | 0.1 | — |
| 31 | アシュラム | ASULAM | 0.02 | — |
| 34 | アセキノシル | ACEQUINOCYL | 0.02 | — |
| 38 | アゾキシストロビン | AZOXYSTROBIN | 0.02 | — |
| 63 | イソウロン | ISOURON | 0.02 | — |
| 73 | イプロジオン | IPRODIONE | 0.05 | — |
| 77 | イマザキン | IMAZAQUIN | 0.05 | — |
| 83 | イマゼタピルアンモニウム塩 | IMAZETHAPYR AMMONIUM | 0.05 | — |
| 86 | イミノクタジン | IMINOCTADINE | 0.02 | — |
| 93 | エチクロゼート | ETHYCHLOZATE | 0.05 | — |
| 97 | エトキシキン | ETHOXYQUIN | 0.05 | — |
| 128 | オキシベンダゾール | OXIBENDAZOLE | — | 0.03 |
| 163 | グリカルピラミド | GLYCALPYRAMIDE | — | 0.03 |
| 173 | クロジナホッププロパルギル | GLODINAFOP-PROPARGYL | 0.02 | — |
| 180 | クロフェンテジン | GLOFENTEZINE | 0.02 | — |
| 182 | クロマゾン | GLOMAZONE | 0.02 | — |
| 190 | クオルスロン | CLORSULON | — | 0.02 |
| 199 | クオルフルアズロン | CHLORFLUAZURON | 0.05 | — |
| 218 | 酸化フェンブタズ | FENBUTATIN OXIDE | 0.05 | — |
| 224 | ジアフェンチウロン | DIAFENTHIURON | 0.02 | — |
| 226 | シアン化水素 | HYDROGEN CYANIDE | 1 | — |
| 227 | ジウロン | DIURON | 0.02 | — |
| 235 | シクロキシジム | CYCLOXYDIM | 0.05 | — |
| 241 | シクロプロトリン | CYCLOPROTHRIN | 0.02 | — |
| 254 | ジチオカルバメート | DITHIOCARBAMATES | 0.02 | — |
| 269 | ジフェンゾコート | DIFENZOQUAT | 0.05 | — |
| 272 | シフルトリン | CYFLUTHRIN | 0.02 | — |
| 275 | ジフルフェンゾピル | DIFLUFENZOPYR | 0.05 | — |
| 276 | ジフルベンズロン | DIFLUBENZURON | 0.05 | — |
| 281 | ジベレリン | GIBBERELLIN | 0.02 | — |
| 287 | ジメチピン | DIMETHIPIN | 0.04 | — |

| No. | 品目名 | 英名 | 農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) | 畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) |
|-----|----------------|--|----------------------------------|-----------------------------------|
| 293 | シモキサニル | CYMOXANIL | 0.05 | — |
| 296 | シラフルオフェン | SILAFLUOFEN | 0.05 | — |
| 297 | シロマジン | CYROMAZINE | 0.02 | — |
| 325 | スルフエントラゾン | SULFENTRAZONE | 0.05 | — |
| 350 | チアベンダゾール | THIABENDAZOLE | — | 0.02 |
| 371 | テブチウロン | TEBUTHIURON | 0.02 | — |
| 374 | テプラロキシジム | TEPRALOXIDIM | 0.05 | — |
| 376 | テフルベンズロン | TEFLUBENZURON | 0.02 | — |
| 377 | デメトン-S-メチル | DEMETON-S-METHYL | 0.05 | — |
| 393 | トリクロピル | TRICLOPYR | 0.03 | — |
| 398 | トリネキサパックエチル | TRINEXAPAC-ETHYL | 0.02 | — |
| 401 | トリフルミゾール | TRIFLUMIZOLE | 0.05 | — |
| 402 | トリフルムロン | TRIFLUMURON | 0.02 | — |
| 429 | ニテンピラム | NITENPYRAM | 0.03 | — |
| 437 | ノバルロン | NOVALURON | 0.02 | — |
| 448 | バミドチオン | VAMIDOTHION | 0.02 | — |
| 458 | ハロスルフロメチル | HALOSULFURON METHYL | 0.02 | — |
| 469 | ヒドロキシニルフェニル硫酸銅 | COPPER (HYDROXYNONYLPHENYL)SULPHONATE | 0.04 | — |
| 472 | ビフェナゼート | BIFENAZATE | 0.02 | — |
| 474 | ピペラジン | PIPERAZINE | — | 0.05 |
| 477 | ヒメキサゾール | HYMEXAZOL | 0.02 | — |
| 483 | ピラゾリネート | PYRAZOLYNATE | 0.02 | — |
| 497 | ピレトリン | PYRETHRINS | 0.05 | — |
| 501 | ファミフル | FAMPHUR | — | 0.02 |
| 508 | フェノキシカルブ | FENOXYCARB | 0.05 | — |
| 511 | フェントリン | PHENOTHRIN | 0.02 | — |
| 517 | フェンチン | FENTIN | 0.02 | — |
| 520 | フェンピロキシメート | FENPYROXIMATE | 0.02 | — |
| 537 | フラザスルフロ | FLAZASULFURON | 0.02 | — |
| 538 | ブラジクアンテル | PRAZIQUANTEL | — | 0.02 |
| 549 | フルオメツロン | FLUOMETURON | 0.02 | — |
| 550 | フルオルイミド | FLUOROIMIDE | 0.04 | — |
| 563 | フルフェノクスロン | FLUFENOXURON | 0.02 | — |
| 590 | プロヘキサジオンカルシウム塩 | PROHEXADIONE-CALCIUM | 0.02 | — |
| 592 | プロベナゾール | PROBENAZOLE | 0.03 | — |

| No. | 品目名 | 英名 | 農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) | 畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm) |
|-----|----------------------|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 610 | ヘキサフルムロン | HEXAFLUMURON | 0.02 | — |
| 621 | ペンシクロン | PENCYCURON | 0.1 | — |
| 622 | ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン | BENZYLADENINE(BENZYLAMINOPRIN) | 0.02 | — |
| 624 | ベンスリド | BENSULIDE | 0.03 | — |
| 625 | ベンスルフロンメチル | BENSULFURON-METHYL | 0.02 | — |
| 630 | ベントゾン | BENTAZONE | 0.02 | — |
| 634 | ホキシム | PHOXIM | 0.02 | — |
| 641 | ホセチル | FOSETYL | 0.5 | — |
| 654 | マレイン酸ヒドラジド | MALEIC HYDRAZIDE | 0.2 | — |
| 657 | ミルベメクチン | MILBEMECTIN | 0.02 | — |
| 691 | メベンダゾール | MEBENDAZOLE | — | 0.02 |
| 703 | リニューロン | LINURON | 0.02 | — |
| 710 | ルフェヌロン | LUFENURON | 0.02 | — |
| 現10 | エチプロール | ETHIPROLE | 0.02 | — |
| 現14 | オキサジクロメホン | OXAZICLOMEFONE | 0.02 | — |
| 現17 | カルプロバミド | CARPROPAMID | 0.1 | — |
| 現18 | カンタキサンチン | CANTHAXANTHIN | — | 0.1 |
| 現19 | クミルロン | CUMYLURON | 0.02 | — |
| 現23 | ジクロメジン | DICLOMEZINE | 0.02 | — |
| 現32 | テレフタル酸銅 | COPPER TELEPHTHALATE | 0.5 | — |
| 現33 | トリクラミド | TRICHLAMIDE | 0.1 | — |
| 現34 | トリシクラゾール | TRICYCLAZOLE | 0.02 | — |
| 現42 | ピリダリル | PYRIDALYL | 0.02 | — |
| 現52 | フラメトピル | FURAMETPYR | 0.1 | — |
| 現60 | モリネート | MOLINATE | 0.02 | — |